

## 福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の 「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号，最終改正平成 24 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

### 1. 修正の目的

平成 12 年 6 月に福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力災害対策特別措置法の改正等を踏まえ、所要の修正を行った。

### 2. 修正の年月日

平成 25 年 3 月 12 日

### 3. 修正の要旨

#### （1）原子力災害対策特別措置法改正等による修正

- ①本店非常災害対策室（原子力施設事態即応センター）の整備
  - ・本店（東京都）非常災害対策室の場所、広さ、非常用電源及び燃料、通信設備等の基本仕様を追記。
- ②災害対策支援拠点（後方支援拠点）施設の選定
  - ・発電所の災害対策を支援するため発電所外に設置する支援拠点の選定、防災関連資機材等について追記。
- ③緊急時対策所の整備
  - ・発電所緊急時対策所の場所・床面積・自然災害への耐性、非常用電源および燃料、通信設備等の基本仕様を追記。
- ④情報等伝送設備の整備
  - ・国が整備する防災ネットワークに接続する通信設備（テレビ会議システム、電話、FAX、SPDS）の整備について追記。
- ⑤訓練の実施
  - ・訓練項目に、アクシデントマネジメント訓練および電源機能等喪失時訓練を追記。
  - ・国への訓練結果の報告および要旨公表について追記。

⑥ 防災教育

- ・シビアアクシデントに関する知識を防災教育項目に追記。

⑦ 原子力緊急事態支援組織の整備

- ・原子力緊急支援組織の設置に伴い、組織の概要、原子力災害発生時の対応と事業者との連携および組織が保有する資機材等について追記\*。

※福島第二のみ。

⑧ 原子力防災要員の設定

- ・複数プラントでの同時発災を考慮した原子力防災要員数に修正。

(2) 自治体からの要請による修正

① 通報連絡経路の変更

- ・通報連絡経路に、関係周辺自治体を追記。
- ・5町→13市町村\*に修正。

※13市町村・・・双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、浪江町、広野町、いわき市、田村市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村、南相馬市。

以 上